

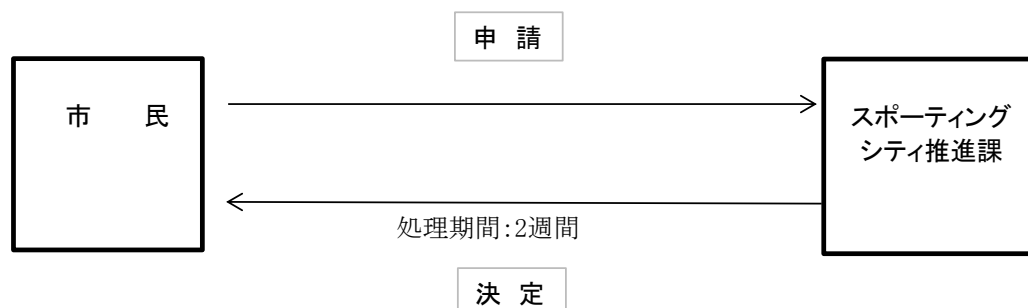
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 37

処 分 名	体育施設使用料の減免	
処 分 の 概 要	体育施設使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市体育施設条例(平成16年条例第57号)	
条 項	第5条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
判 断 基 準	<p>同条例施行規則第5条第1項の各号に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者がプールを利用する場合 ・その他市長が特別な理由があると認める場合 	
【根拠法令等】	<p>松山市体育施設条例 (使用料の減免)</p> <p>第5条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>●審査基準 松山市体育施設条例施行規則 (使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が中島B&G海洋センターのプールを利用する場合 半額</p> <p>(2) その他市長が特別な理由があると認める場合 その都度市長が定める額</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。